

主 文

本件再審請求を棄却する。

理 由

本件再審請求の事由は、刑訴法四三六条一項所定の再審事由にあたらない。

よつて、同法四四七条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五五年六月二四日

最高裁判所第三小法廷

| | | | | |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判長裁判官 | 横 | 井 | 大 | 三 |
| 裁判官 | 環 | | 昌 | 一 |
| 裁判官 | 伊 | 藤 | 正 | 己 |
| 裁判官 | 寺 | 田 | 治 | 郎 |